

第6回公益認定等ガイドライン研究会
議事録

内閣府公益認定等委員会事務局

第6回公益認定等ガイドライン研究会

日 時：令和6年10月28日（月）13：29～15：23

場 所：虎ノ門37森ビル12階 会議室（Web会議併用）

【出席者】

参 与：湯浅座長、生野参与、板垣参与、黒田参与、実吉参与、篠塚参与、
鈴木参与、溜箭参与、松元参与、宮森参与、吉井参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井総務課長、鈴木法令基準室長、坂井企画官代理

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

（1）新ガイドライン（素案）の主な変更点について

（2）その他

3. 閉会

○湯浅座長 皆様、入られたようなので、早速でございませうけれども、開始させていただきますと思います。

研究会の開催前に、事務局から、異動者の紹介があるということですので、よろしく願いいたします。

○魚井総務課長 ありがとうございます。

10月1日付の人事異動につきまして、この場をお借りして、紹介させていただきます。
鈴木室長でございます。

○鈴木室長 鈴木でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○魚井総務課長 ありがとうございます。

○湯浅座長 それでは、定刻より少し早いかもしれませんが、ただいまから、第6回「公益認定等ガイドライン研究会」を開会いたします。

参与の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、事務局から、事務連絡をお願いいたします。

○魚井総務課長 本日の参与の皆様の出席状況について、御報告いたします。

実吉参与、篠塚参与、松元参与、宮森参与、吉井参与が、オンラインで御出席となっております。

今回、会議室では、お1人に1つずつマイクを設置してございますので、参与の皆様におかれましては、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただき、御発言が終わられましたらオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○湯浅座長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事でございますけれども、新ガイドライン（素案）の主な変更点、その他として、これまで研究会で議論し切れていない論点があれば、御意見、御質問を伺っていききたいと思います。

まずは、事務局から、新ガイドライン（素案）の主な変更点について、御説明いただきます。素案につきまして、ある程度、まとめりに分けたほうが議論しやすいかと思っておりますので、まず、全体構成と第1章～第2章という固まり、第3章～第5章という固まり、第6章以降という固まり、3つの固まりで事務局からの説明をいただき、御出席者の皆様から御意見をいただくという手順で、議論いただきたいと思います。

それでは、事務局から、御説明をお願いいたします。

○大野次長 どうもありがとうございます。事務局でございます。

まず、前回からの変更点等々を御説明したいと思います。その前に、資料につきまして、若干説明させていただきます。資料1は、前回からの主な変更点の資料でございます。資料2としては、ガイドライン（素案）で、分厚くなっております。それに加えて、

今回からは、資料として、様式につきまして示したものを示しております。資料4が、その新たな添付書類の様式でございます。現在との違いを資料3に示しております。ガイドラインの細かい部分につきましては、様式と裏表かと思っております。これも適宜参照しながら説明したいと思います。

資料1に沿って、御説明させていただきます。

まず、変更点でございますけれども、全体としましては、まずは、提出書類の様式等の追記が大きな変更点でございます。第1章でございます。まず、ガイドラインの作成の経緯におきましては、前回、実吉参与から、「暖かく」というものは今の時勢とは違うのではないかとということがございました。2ページの「暖かく」は、歴史でございますので、変えられないところですが、今後のところ、下から2つ目の丸については、落としております。そのさらに下になお書きで書いてありますけれども、見直しに当たっては、従来、FAQ、申請書添付書類、提出書類の様式、記入の手引き等において示された法令解釈もガイドラインに取り込むということを明記しているところでございます。

4ページでございますけれども、都道府県との関係につきまして、明確化しようということで、基本的には、内閣府、内閣総理大臣を縛ることとしつつ、都道府県に対しましては、技術的助言として通知することを想定してございまして、都道府県につきましても、活動の指針として活用されることを期待するという形にしております。

第3節の公益行政の基本的考え方でございます。8ページ以降でございます。まず、8ページ、公益行政は法律に基づき行うことを原則とすると明記したところでございますが、いわゆる作用法において法律に規定のあることしかやらないという趣旨ではなくて、特に支援ですね。設置法、所掌事務の範囲、任務の範囲で支援をするということは排除されるものではない、ただ、それは当然所掌事務の範囲であるということを書いておりますとともに、議事録として残しておきたいと思っております。

12ページでございますが、一番上です。前回、実吉先生から話をいただきました事前の相談の重要性、これをやることのできる、指導する、支援することの必要性がある一方で、事前の指導をしていることをもって申請するなという指導が行われる、継続中だから申請するなという指導が行われることは、当然あってはならないということですので、そのことを、念のため、確認的に書かせていただいております。

第5節でございますが、板垣先生から、行政手続法に関連して、一般的なことを書いておいたほうがいいのかということがございました。これを踏まえまして、全体の構成を、これまでは、第5節、第6節、第7節となっていたのですが、いずれも手続の話ですので、まとめた形にするとともに、総論を記載しております。こちら、新しいことよりも基本的なことを記載しているものでございます。

中身に入りますと、まずは、公益目的事業該当性、第2章でございます。細かい話を飛ばしまして、23ページの赤字でございます。チェックポイントに示した事業区分は多種多様な公益企業の一部にすぎずということを明記しております。前回の研究会にお

きましても、いわゆる応募を前提としない助成もあるのだということをおっしゃる参与の方がおられました。ある意味、当然のことであって、チェックポイントとして示して、今回、19に増えますけれども、それは典型的なものということで示したにすぎず、それ以外の多様な公益目的事業は存在するんだということをさらに強調するというところでございます。

23ページの下から24ページにかけて、申請書記載事項に係る趣旨を明確化しております。24ページの2つ目の丸のところに書かせていただいておりますけれども、申請書に書いてあることに従わなければならないということを書いていたのですけれども、一部の方々から、何で申請書に書くにすぎないことに従わなければいかぬのかという指摘もありましたので、そこにつきまして説明を加えるものでございます。そもそも申請書記載事項とは法人が自らの意思で記載したものであり、それを前提として公益認定を受けている、その変更には原則として変更認定を必要とするということになってございます。その趣旨を考えると、申請書記載事項とは国民に対する約束と言うことができるという考えの下、開示等の対象となる書類として位置づけを新たにしております。こういう制度にしている以上、申請書記載事項から読み取ることができない事業や申請書記載事項に従って実施されない事業は公益目的事業として認められない、言い換えると申請書記載事項に従って公益目的事業を実施する必要があるということでございます。下のほうに注22と書いてございますけれども、かつて日本ライフ協会という大問題となった法人がありました。高齢者見守り事業について、預り金を三者契約で預かっておく、要は、自分の管理ではなくて、第三者、弁護士さんとかのところに預けておく申請書に記載していたのに、いつの間にか、自分のところで管理するお金にしてしまう、会計上区分するという形にしてしまったということがございました。そういった自ら約束したことを破るようなことはあってはならないという趣旨で、日本ライフ協会の例もこちらに書いております。

その一方で、あまりに文言にこだわることは好ましくないこともあろうかとは考えてございます。そのことにつきましては、43ページ、44ページをご覧になっていただければと思います。第5の監督に当たって特に考慮すべき事項、中ほどの赤字で書いておりますが、監督の際には申請書の記載についての法人解釈を十分に尊重するというので、申請書に書いてあることの重箱の隅をつつくようなことはしてはならないこととしております。

さらに、44ページには、法人の事業の概要です。現状も、法人さんが勝手に事業をやってしまった、変更認定申請懈怠であるという監督案件が、時々、出てくるわけでございます。先ほど申し上げたように、申請書に記載のない事業を実施することは、許されるわけではないのですけれども、それに含まれるかどうかということについては、社会通念に照らして無理のない範囲で、法人の解釈は尊重すべきではなかろうかと。無理があるとしても、悪意がある場合は当然厳しく行うこととしつつも、悪意がない場合については変更認定申請を促す。果敢な監督をするということではなくて、申請を促すというソフトな監督ということだと考えております。そういったことを前提として、元に戻りますが、申請書

記載事項についてはしっかりと書いていただく必要があることを明らかにしたものでございます。

27ページ、28ページ辺りは、分かりやすさの観点から注記を加えるということでございます。

30ページの赤字でございます。申請書記載事項の考え方を大きく改めるということでございますけれども、これまでのような形で申請書に記載していると、いろいろなことを記載しているような場合もあるかと思いますが、それを一気に変えるわけにはいきませんので、その間の経過措置について、明確に記載しているものでございます。そういった法人についても、変更認定の在り方についてはできる限り簡素化しようということで、これは後で説明しますけれども、一定の範囲で届出ができるということにさせていただくものでございます。

申請書の様式につきましては、31ページ、32ページ、33ページ、34ページ辺りに書いてあるところでございます。この31ページに書いてあるようなものが現在の申請書のイメージでありまして、かなり細かいことまで書き込まれています。一つ一つ、変更認定申請が必要なのかどうかということは、今だと、各担当の解釈といたしますか、それぞれの実質的な変更はあるかどうかという解釈に委ねられているものでございます。

32ページ以降、標準化後のイメージとしては、事業の内容については簡素化をする、右側にありますけれども、事業計画書に具体的なことを書いておく、事業計画書を書くときも実績として示すことが望ましい、例えば、選考委員会の名簿みたいなものについては、あらかじめ出すよりも事後に出すほうがいいかもしれない、この辺りはそれぞれの法人さんのスタイルややり方によると思いますけれども、そういった細かいことについては、事業計画書なり事業報告書に書く形に改めていきたいと考えております。

34ページに、こういったことでイメージがつかみやすくなるのではないかとということで、資料を置かせていただいております。

35ページ以降でございますけれども、事業のまとめ方につきましては、単に位置を動かしたということでございます。

36ページも、分かりやすさの観点から注記をしたところでございます。

その他、添付書類としてどういうものが必要なのかということについて、赤字で幾つか修正を加えたものが37ページから39ページなどでございます。

40ページ、その他横断的な注記事項でございますが、上のほうは書き方の見直しでございます。一番下のなお書き、公益法人関係者に対する飲食でございますけれども、福利厚生的なことをやっている法人さんもたくさんあるとすると、そういったものについては、一々細かく指摘するものではないのではなかろうということで、公益目的事業として合理性がある場合あるいは福利厚生の一環として行うような場合であって、社会通念上相当の範囲で支出することには問題はありませんよということを、念のため、記載しているものでございます。

41ページ、42ページでございます。申請書記載事項の変更がある場合の変更認定、(2) 現行法人の移行措置についてということでございます。内閣府令の改正内容については、既にパブコメやホームページに出ているかと思えますけれども、認定規則第9条第3号ロに基づく内閣総理大臣の定め of 具体的なものと併せて検討しているところではございますが、中身としては、①～③にあるようなものについて、現行の申請書記載事項のままでも変更を届け出ていいようにする形にしたいと思っております。

第5につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。(1)と(2)が同じで、(5)はリスクの関係でございますけれども、申請書の記載事項で形式的に監督するというよりも、実質的な面でリスクを見て必要に応じて監督を行っていくという当然のことを書かせていただいております。

第2節につきましては、19事業に該当しない事業についての考え方を明記しております。45ページの一番上の丸、「具体的には」以降でございますけれども、第2章に書いてあるようなことからチェックはするのだけれども、その全てについてあまねく確認を求めるということではなくて、事業の特性に照らして軽重を判断して確認することによって17事業と同等の確認を行ったものとするという考え方を示しております。

こういった考え方の下、68ページ、69ページに、具体的なチェックポイントを書いてございます。その他事業のチェックポイントでありますと、目的がどうなっているのか、目的合理性があるのかという非常に簡単なものですが、もう少しここは詳しくなっているところではございます。ただ、先ほど申しましたように、これを全て厳格にやるというよりも、事業の内容に照らして軽重をつけて判断していく形になると考えております。

具体的な中身の変更でございますけれども、順番につきまして、前回、出資に関連して、資金提供関係はまとめたほうがいいのかという御指摘がございました。そのことも踏まえまして、今回、12、資金貸付、債務保証等の後に、13、出資を入れて、14、助成の応募型、その次に、15、奨学金事業という形で、資金提供関係を一まとめにしたということがございます。

出資につきましては、59ページですが、出資事業の資金提供の手段であるということを追記したものが一番上でございます。公益法人が出資事業に取り組む意義ということで、2つ目の赤のところに書いてあるとおりでございます。公益法人による出資が応えることによって社会的課題解決が推進されることが期待されるということを明記しております。前回も、例示なのか、それとも、書くことによって限定されるのかということで、いろいろと議論があったわけでございますけれども、ここにおきましては、「例えば、…」と例を示している、これらは例示であって、これら以外の方法により各項目を満たすことが妨げられるものではないという形で、これは限定列挙ではなくて例示であるということを強調しているものでございます。

その次のページ、一番上は、状況が変わった場合にどうするか、適切に対応できる仕組みが必要ではないかということでございます。あまりに強固な契約で縛ることになってし

まうと現実的ではないということで、このような記載ぶりとしております。⑤法人から出資先に役員等を派遣する場合において、その報酬についても透明性の対象としているということがございます。その下、注記におきましては、インパクト評価等々を行うことが公益目的事業該当性の判断にプラスに働くこともあり得ると明記しているといったところがございます。

第1章、第2章の説明については、以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、今の事務局からの御説明につきまして、御意見等を伺っていきたくと思います。

本日、順番にお聞きするのではなく、ずっとこのパターンでございますけれども、御意見のある方には、挙手または合図をいただきまして、挙手等をいただきました参与の方から発言をいただくこととさせていただきたいと存じます。御協力をよろしく願いいたします。大分書き込みも増えて、分量も増えて、読むのは大変かと思っておりますけれども、どうか、御発言いただけますでしょうか。

実吉参与、お願いいたします。

○実吉参与 実吉です。

まず、ここまで膨大な資料の御準備、本当に大変だったと思います。ありがとうございました。

第1章、第2章について、内容面と形式・表現的な面、レベルを2つに分けて、幾つか、申し上げたいと思います。

まず、3ページです。ある種、内容に関わる文章表現なのですが、3ページの一番上の丸は、前回の資料も同じ表現だったと思います。見落としていたのですが、「新制度施行から」、「民も公益を担う社会の実現に向けて」、ある種、表現の細かい話ではあるのですが、この表現だと、未実現の、実現していない社会を、これから実現するためにと読めてしまう。素直に読むと、そう読めるのかなと思うのです。民が公益を担う社会は、もちろんまだ全然十分ではないとは思いますが、ずっと昔からありましたし、この公益法人制度の中でも既に実現しておりますので、例えば、「担う社会のさらなる発展に向けて」、「さらなる伸張に向けて」と、既にあるんだということを前提にした表現にしてはどうかと思いました。今のことは、表現にこだわった部分です。

大事なところが、3点、あります。第2章、36ページの上のほう、本文の3行の後に米印があって、例が挙がっていて、定款に書く目的の書き方あるいはその記載で、望ましいということで書いていただいているのです。本文の「具体的に記載することが望ましい」の具体性のレベルだと思うのですが、この例1・2だと、特に、例1は、「訪問介護事業等を行い」と、「等」がついていますから、それ以外もやっていいことになりますけれども、訪問介護事業をやらなくなったら、定款の目的という法人の根幹に関わる部分の定款変更をしないといけなくなるのか、訪問介護事業ではなく訪問看護をするとか、ほかの事

業でも変えなくていいのか、悩むと思うのです。法人の定款の目的のところは、そこが変わると本当に法人の存在意義そのものが大きく変わる部分ですから、この例示だと、「在宅療養中の患者が安心して療養生活を過ごせるよう」と、具体的にこんな方々を支援するのだということは書いたらいいと思うのですが、その手段としての事業を、介護保険制度があり、その中のさらに一区分でしかない訪問介護という一つのタイプまで、「等」がついているとはいえ、具体的に書き込むことは縛り過ぎなのではないか。例えば、多くの場合、NPOやほかの法人格ですけれども、我々がふだん中間支援として指導している場合には、ここまで具体的なことは書かない。例えば、地域の高齢者・障害者福祉の増進を地域住民とともに地域ぐるみでやっていくんだという法人があったときに、具体的にあった例ですが、介護保険制度に参入しようかしまいかと法人の中でかんかんがくがくの議論をして、結局、参入しないでおこうという議論があったのです。ただ、これは、あくまでも、どんな手段、どんな事業でもってその地域福祉を住民主体で進めていくかという手段の選択のレベルなので、法人の定款の目的まで書き換えなくていいのではないか。私はそういう現場にたまたま居合わせたのですが、この書き方は、「望ましい」というレベルではありますが、少し具体性を求め過ぎているのではないか。例えば、うちのひょうごコミュニティ財団の定款でも、資金助成はうちの根幹的な柱の事業なのですが、「資金助成等」という書き方はしていません。資金の循環を生み出すみたいな、もう少しふわっとした言い方をしていますし、相談や研修のような非資金的支援の部分も、市民活動・NPO等への支援とだけ言っているのです。いろいろな手段が選べるようにしておりますので、ここはもう少し緩くしたほうがいいのではないかなということが、36ページです。

大事なことは以上になるのですが、3点目が、68ページ、先ほど御説明いただいた、その他、19の事業区分以外、そこに当てはまらない事業のチェックポイントに関する赤い字の説明のところ。その他事業に係る公益目的事業のチェックポイント、あるいは、以下、その他事業チェックポイントという表現をされている。これは表現レベルなのですが、それでも、「その他事業」というと、公益目的事業・収益事業・その他事業というものと混同されないかなと思って、ここは呼び方を少し工夫する必要があるかなと思いました。どうするか悩んだのですが、「19の事業区分に当てはまらない事業」と若干平たく説明的に書く、あるいは、「事業区分非該当事業」、硬い、難しい言葉、漢字ばかりの言葉になってしまいますが、今の「その他事業チェックポイント」は、皆さん、法人側が若干混乱されないかなと思いました。

ごく細かい、本当に表現レベルの話で、もう少し申し上げます。全体に、例えば、最初の2ページ、本文の始まる場所から、このガイドライン全体で丸をつけて箇条書きというスタイルが貫徹されていると思うのですが、これはこのまま完成版までいかれるのでしょうか。半ば質問なのですが、例えば、一個一個、どこがどうという指摘は申し上げませんが、章の初め、節の初め、あるいは、第1や第2というさらに下の小項目の初めの辺りは、非常に原理原則的あるいは基本的な考え方みたいなことが書かれていることが多い

ので、地の文に格上げしたほうがいい箇所が時々あるのかなと、読みやすさ、理解のしやすさという面で、少しそう思いました。

これも本当に読みやすさレベルですけれども、4ページ以降、たくさん出てくるのですが、第1や第2まで改ページをしているとページ数が増えすぎるかなと思うのですが、第2節や第3節という節の単位レベルでは改ページをしたほうが、大きな考え方のくくりで、章、節、第1や第2と、大項目、中項目、小項目の中項目である節ぐらいは、改ページをしたほうが、読みやすく、かつ、内容の理解がずっと入りやすいのかなと思いました。

これも技術的な面ですが、例えば、4ページ、一番下に、第2節、第1の5行に、認定法第1条の法の目的という一番大事なことを書いていますよね。法の条文の一番根本的なところだけは参照条文として掲げたらどうなのかなとは少し思いました。79ページ、第2章の最後に、第2条第4項、別表については、具体的に23項目が挙げられているのですが、今のような法の目的、要するに、どこまで挙げるかは非常に悩ましいですが、第2条、第3条、第4条、第5条ぐらい、根本的な、基本的にはきちんと理解しておかないといけないところ。多分ここにいらっしゃる皆さんは第2条第2項該当とはあれだとすぐ分かると思うのですが、私も含めてですが、現場の法人の立場からすると、どれだったっけとどうしてもなりがちだと思うのです。そういうときに、別のテキスト、別のファイルを開いて確認するという手間を、最重要の部分だけについては、省いて、この79ページのような参照条文をどこかにまとめたらどうかと少し思いました。

似たようなレベルで、何か所もあって、1か所、見つかったところだけ申し上げますけれども、23ページ、上から2つ目の丸の2行目に、（第2節）と書いていますよね。全部を拾っていくことはテキスト作成の事務的な部分でかなり大変なお手間だと思うのですが、具体的には、ページ数は44ページですよ。先ほど節で改ページをしたら御提案申し上げたので、ページ番号は変わるかもしれませんが、何ページからという移った先のページ番号があると、非常に親切だなと思いました。

31ページからの4ページ、標準化の前後というイメージです。34ページの図は非常に分かりやすくいいと思ったのですが、前後をきちんと読めばきちんと分かるのですが、このページだけが非常に目立って、ぱっと見た人でも分かるように、ほんの一言、従来の標準化前の緑と青の2つについては、標準化後は申請書ではなく事業の詳細な部分は事業計画あるいは年度ごとの事業報告の中に記述するという、ごく簡単な1～2行の説明があると、この34ページが非常に分かりやすくなるかなと思いました。

すみません。たくさん申し上げましたが、以上です。

○湯浅座長 実吉参与、ユーザー目線のいろいろな御提言をありがとうございます。まだ見づらいところや誤植等、たくさんあると思いますけれども、よろしく願いいたします。

ただいまの御提言につきまして、事務局から、御回答いただけますでしょうか。

○大野次長 非常にユーザー目線のありがたい御指摘だと思っております。

1点、定款の目的をどのように書くのかということは、難しいといえますか、実吉先生

のおっしゃることは、本件に関して、そのとおりに思いつつ、あまりに茫漠とした目的だと難しいというところがあります。今実吉先生がおっしゃられたような範囲において、訪問介護は狭過ぎるかもしれないという感覚を受けましたが、どうすればいいのか俄かに思いつきませんので、検討してみたいと思います。趣旨は理解いたしましたので、もう少し広く取れるように、かつ、あまりにも茫漠としたものではないようにする例を考えてみたいと思います。

○坂井企画官代理 御指摘事項のうち、形式的な部分につきましてご回答致します。

実吉先生の御指摘部分につきましては、言い訳となり恐縮ですが、現在、事務局でもご指摘の方向で検討させていただいているところがございます。ただ、そのまとめ方をどうするかというところについては、いろいろなバリエーションがあり得るため、何が適切かというところを検討させていただいております。

34ページにつきましては、実際に湯浅座長からも見にくいというご指摘をいただいたため、本研究会資料としてはA3判で用意し配慮させていただいたところがございますが、そのA3判に、具体的に、流れといいますか、どのように仕分けられているかという説明をつけた方が分かりやすいとの御指摘についてはそのとおりでありますので検討させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○湯浅座長 それでは、松元参与、お願いできますでしょうか。

○松元参与 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私も、今の34ページのところにつきまして、若干コメントがありましたので、述べさせていただきたいと思います。今の実吉参与の御指摘、介護何とか事業というところだと狭くなり過ぎるのではないかという御趣旨はすごくよく分かるところなのですが、もし先ほどの発言がここの定款のところは目的を書けばいいのであってそのための手段は書かなくていいという御趣旨だったとすると、そこは必ずしもそうではないのかなと思っています。例えば、青少年に学問の機会を与えることが目的だとすると、それに対する手段が奨学金の給付とかになるわけですし、その手段も含めて定款には書いていただくことが望ましいのではないかと考えています。もちろん、手段を書くときに狭く書き過ぎると自分の首を絞めてしまうことになるので、その手段の書き方として狭過ぎるのはよくないという御趣旨であれば、そこは完全に賛同するのですが、個人的な意見としては、一定の範囲で手段は書かなければいけないと思っております。具体的にどう書くのかあるいはどういう例示をするかということですが、私は、公益法人の定款自体、実例にすごく詳しいわけでは必ずしもないので、例えば、公益目的についての定款や契約の中では、目的という項目と事業という項目はそれぞれ別立てにして、目的はこうである、目的という項目とは別に、その目的を達成するために次のような事業を行うとした上で、その目的の（1）介護事業と書いて、（2）看護事業と書いたとして、（3）最後にその他目的を達成するために必要な事業とかと書いておくことが、1つ、考えられると

思うのです。株式会社の場合ですと恐らくほとんどの上場会社でやっていることだと思いますが、今、手元にないものですから、一言一句は分かりませんが、その他目的を達成するために必要な事項といった形で書いておけば、少し内容がずれたからといって定款変更をしなければいけないということにはつながらないと思います。そういった書き方が実際になされている例はあると思いますので、そういったものも生かしながら、なるべく必要なことは書かれるけれども必要以上に縛り過ぎない適切な例の書き方を探していただければいいのかと思います。

私からは、以上です。

よろしく願いいたします。

○湯浅座長 松元参与、ありがとうございます。

たしか、公益法人の定款は、おっしゃられたとおり、メイン事業を書かれて、これに付随する事業などという書き方をされているので、おっしゃるような書き様が一般的かと存じます。

この点に関して、もしコメントがございましたら、お願いします。

○大野次長 ありがとうございます。

事業に関する規定の書き方と目的に関する規定の書き方、両方があるかと思っております。松元先生、実吉先生の御指摘を踏まえて、適切な例の在り方を考えたいと思います。

○湯浅座長 ほかに、この固まりで何か御発言はございますでしょうか。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 ありがとうございます。

本当に大部なものになって、私としても言えることもだんだん限られてきたかなという気はしているのですが、2点ほど。

23ページ、チェックポイントに示した事業区分は多種多様な公益目的事業の一部にすぎないということは、大事なことなのかなと思います。同時に、チェックポイントに示していない事業があり得ることが前提だということも、おっしゃるとおりだと思うのです。その観点から、チェックポイントに示されていない事業をする法人がどこを見るのかなと思うと、結構あちらこちらに飛ばなければいけないような気がします。22ページに①～⑥があり、実質的には、多分、第3、35ページから41ページのところを見ることになると思うのです。その上で、チェックポイントの最後でさっき実吉さんから話のあったその他事業になるということで、ぽんぽんと飛ぶような気がします。もしかしたら必要なのかもしれませんが、そこまでやらなければいけないのかなという気がします。特に、22ページの①～⑥と68ページの(i)～(v)は、基本的に同じなのかもしれませんが、文言が少し違う。そういったところは、刈り込んでもいいのではないかなという気もしています。考え方としては、いろいろなやり方があるのだと思うのですけれども、要するに、原則は、チェックポイントがない事業であっても、①～⑥と第3の35ページから41ページを見なければいけない、それで終わりなのかなという気もしてはいるのです。そういった重複のどこ

ろとチェックポイントがなくてもいいんだよということがもう少し分かりやすい感じになればいいのかなという気がしました。これが、1点。

関係するところで、多種多様な公益目的事業の一部だということの後に、助成を例に出されて、公募を前提としない助成などもあり得ると、説明のほうにはあったのですが、こちらの元のほうにはあまり明記がなかったような気がします。私が別に調査をしたときに、助成をするところで助成がこういう形しかないように受け取っているところもある気がしました。そこはそうではないということをもう少し分かりやすくしてもいいのかなという気はします。具体的には、助成は61ページだったと思うのですが、今のところは「助成（応募型）」となっています。応募型でなくてもよいのであれば、例えば（応募型）を取ってしまうこともあり得るかもしれない。その上で、応募を前提とするやり方もあるし、応募を前提とする形以外にも、むしろ、公益法人から、能動的というか、積極的に助成を行っていくやり方もあることを書いてあげてもいいような気がします。ただし、能動的にやっていくといったときには、公平性や透明性というところが非常に難しくなってくるので、むしろ、能動的に動くときには、より一層、注意をする必要があるんだ、具体的には、関係者の利益供与がないようにしなければいけない、手続的なフェアネスあるいは情報公開をより透明にしていく必要があるといったことを書いてもいいのかなと思います。

関係して、出資と並べてということは意外と難しいのだということの前に伺ったのですが、それをなさったということで、それはそれですばらしいことだと思いますけれども、出資のところに機会の公平性というところがあるので、それと、ある程度、パラレルにやることもできるのかなという気がします。出資のところは、恐らく、応募を募る形と能動的にやっていくことを想定した形になっている。それと合わせることもあり得るかなと、そうすれば、そこまででかくならなくても、コンパクトにできるのかなという気がしました。

細かいことですが、62ページの5行目、奨学金については（18）を参照と。多分これはナンバーが変わったので、15でいいですよ。そういうことです。

私が気づいたところは、以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ここを見ろというよりは、全部書いてしまえみたいな感じになっていまして、ダブっているところも多分にあり、それがかえって見づらくなっている部分もあるかもしれません。

今の溜箭参与の御指摘に関して、コメントをお願いいたします。

○実吉参与 事務局からのコメントをいただく前に、関連して、よろしいでしょうか。

○湯浅座長 実吉参与、お願いします。

○実吉参与 今の溜箭先生が御指摘の点には、私は非常に共鳴いたしました。

2点です。

1つは、まさに、この19区分に含まれない、それ以外の事業をやりたいと思った人たち・団体がどこを見ればいいのか、重複とかを刈り込んだらという御提案でしたが、具体的に言うと、44ページから45ページ、第2節が19の区分の始まる序説になっていると思うので

す。さらに具体的には、先ほど御説明いただいたところですが、45ページの最初の丸、赤がたくさん入っている4行目の最後、「これ以外のチェックポイントに示されない事業は」と、下から3行目、「具体的には、第2章第1節第1の①～⑥について確認する」は、さっきも御指摘いただいた、ずっと議論してきた21ページから23ページ辺りを見てねという案内があったら、分かりやすいなと思う。表現の技術的な話ですが、それと、同じこの45ページのところに、19区分以外の方は68ページを見るとさらに詳しい説明がありますよという案内があると、迷子にならないで、大事なところを見てもらえるのではないかな。すみません。溜箭先生の御提案に乗らなかった提案です。それが、1つ。

もう1つ、違う部分で、今御指摘いただいた61ページから62ページの助成（応募型）で、62ページ、助成（応募型）は応募・選考を経てこれこれと、応募型のオーソドックスな助成のことについて（14）は記述していますよということなのですが、まさに非公募の助成は既にありますし、かつ、助成財団、団体によっては、そこを非常に大事にしている団体さんもありますので、62ページ、最初の2行のすぐ後に、注で、公募型あるいは応募型でない非公募の助成については、19区分以外のその他、さっき「その他」という表現は変えましようと言ったところですが、19区分以外、当てはまらない、要は、20番目といたしますか、68ページに書いてあるところが公益目的事業該当性の基準の説明になりますと、要するに、応募型以外にも十分にやっけていいんだよと、明示的に62ページの頭辺りに書くと親切かなと思いました。

以上です。

○湯浅座長 実吉参与、ありがとうございます。

お二方のコメントを含めて、お願いします。

○大野次長 貴重な御意見をどうもありがとうございます。

19事業、20事業に関連しまして、申請書、資料4、4ページ、5ページをご覧になっていただければと思っております。新たな様式でございますけれども、基本的に、現在の様式を引き継ぎつつ、若干の修正をしております。（1）公益目的事業の種類及び内容について、〔1〕事業の内容、〔2〕事業の種類が申請書記載事項で、この内容を変えた場合には変更認定申請が必要だということにしております。それとは別に、〔3〕事業の公益性に関する説明を法人さんに提出してもらうことにしております。これは、公表の対象とすることにしております。その中で、区分ごとのチェックポイントということがありますけれども、それぞれのチェックポイントで、大体アイウエオと書かれているようなものが様式の中に入っていて、右側でどのようにチェックポイントの要請をクリアしているのかということ法人さんに説明してもらっております。68ページの（i）～（v）は、区分ごとのチェックポイントに様式として入って、その右側のところで法人さんにどのようにそれに対応しているのかということについて説明してもらう形になります。そういう意味で、この68ページに書いてあるものは、それまでのものを要約したもので書いてあるつもりなのですが、経緯として、これは最後に追加したものであり、それ以前

のものと重複があるのではないかと思います。書き方については、考えたいと思います。いずれにせよ、最終的には、この68ページが法人さんの目に触れて、これにいかにか適合するかということについて記載していただくという枠組みになっている。そういうことを前提に、それ以前のものについては、できる限り分かりやすく書いていきたいと思います。

応募型といいますか、積極的な助成、応募型以外の助成でございます。これも、19事業以外の事業についてどこまで記載するのかということになるかと思えます。そこをあまり細かく書いていくとなると、どんどん記載の種類が増えてしまう話になり、膨大なものになってしまうという中で、どこまでのことができるのか。注記をするとか、全体の立てつけと併せて考えたいと思いますけれども、今回、参与の先生方、複数の先生方から、応募型以外の助成の重要性を御指摘いただいておりますことを踏まえて、そういうものがあり得るんだよということを示すことを考えたいと思います。

○高角局長 事務局長、高角でございます。

1点、補足なのですが、この応募型の助成は、今のガイドラインを最初につくったときに（応募型）と検討の過程でわざわざ入れたという経緯がございます。もともとのチェックポイントの内容が応募を前提としたものになっていることに対し、助成はこのタイプに限られるものではない、これはあくまでも応募型の助成についてのチェックポイントであるということを示すために、この括弧書きが入れられたものでございます。当然応募型でない助成があることが前提となっておりますので、それを何らかの形で表現するという点については、検討させていただきたいと思えます。

○坂井企画官代理 先ほどの実吉参与と溜箭参与の御指摘について、少し補足させていただきます。

まず、1点目、実吉参与と溜箭参与に御指摘いただいた体系的な整理の仕方の話は、御指摘を踏まえ修正する方向で検討させていただきます。先の実吉参与からの御指摘のあったページ数を入れたら分かりやすいという点を含めて、全体を通して、お気づきのとおり申請書の記載事項から監督まで、相互に関連事項がございまして、関連事項について相互に紐づけをしたほうが分かりやすいという御指摘もいただいております。今回はまだ時間的に間に合っていないかもしれませんが、可能な限りページを含めて紐づけて、読む際に相互に関連させてわかりやすいような形にしたいと思えます。

2点目、溜箭参与から御指摘いただいた、45ページ、「具体的には、第2章第1節第1の①～⑥」の部分と、先ほどありました68ページの（i）～（v）の部分は、確かに直接的には関連性がなかなか見えにくいところがございます。前段のほうは、公益目的事業該当性を引いており、後段の（i）～（v）は、その確認事項の部分、いわゆる先ほどの申請書記載事項を引いています。基本的にコンセプトは一緒なのですが、その関連性が分かるように修正させていただきたいと思えます。

その2点でございます。御指摘ありがとうございました。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

この固まりについては、よろしゅうございますでしょうか。

宮森参与、お願いいたします。

○宮森参与 宮森です。

すみません。カメラの具合が悪いようで、声のみで失礼いたします。

前回の研究会で、監督や監督処分概念に関する議論で板垣参与から御指摘が少しあったところと記憶していきまして、それとの兼ね合いで、少し読みやすさという観点から読ませていただいたのですが、文言を見ると、「監督上の措置」と「監督処分等」が用いられていて、これはそれなりに使い分けがされているようだと読んだのですが、先ほどもひもづけということが言われておりましたので、もしかしたら既に事務局で御検討されているかもしれませんが、第3章、第6章において、「監督処分等」とさらっと用いられているこの概念の内容が、鍵概念としてというか、全体に機能しているところがあるので、このところを早い段階でしっかりと強調しておく必要があるのかなと思いました。9ページで「監督処分等」の定義についてはされているようなのですが、諮問の必要性との関係で触れられているところなので、「監督処分等」の本ガイドラインが用いる定義みたいな意味合いの確認みたいなところで、もう少し前倒しをする形で説明したほうが分かりやすいのではないかなと思いました。形式的なところかもしれませんが、私から、ささいな点、1点、意見を申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○湯浅座長 ありがとうございます。

今の点に関しまして、事務局から、お願いいたします。

○大野次長 確かに、基本用語の定義につきましては、viiページ、第1章が始まる前に書いておきまして、ここで書くような話なのかどうなのかということはあるのですが、定義をどこに置くのかということはなかなか難しい問題ですので、検討したいと思います。御指摘のとおり、「監督処分等」は法律上の概念でもありますので、我々は当然のこととして読むのですが、分からない人には分かりづらいということかと思っておりますので、工夫してみたいと思います。

○宮森参与 ありがとうございます。

○湯浅座長 ほかに、よろしゅうございますでしょうか。

次の固まり、第3章から第5章につきまして、事務局から、御説明をお願いいたします。

○大野次長 簡単に説明したいと思います。

第3章、81ページからでございます。81ページ冒頭には、これまでのガイドラインの冒頭にありましたように、記載が明確でない場合については結果として不認定となる場合がありますよということを、改めて、記載させていただいております。(2)、この場合は、許認可等、行政機関の意見を聞くことになっておりますので、それも情報源となりますよということを書いております。

82ページ、この後、いろいろなところに出てきますけれども、申請に当たってどの書類を見るのかということについて、それぞれの項目で明確化しているものがございます。

83ページの下のところでございますけれども、経理的基礎、財産管理の適正性で、時々、不祥事の損害をうやむやにするような法人さんがあって、対処に困ることがあるのですけれども、適切に損害の回復（賠償請求等）をしない場合については、経理的基礎がないと判断し得る旨を明らかにしております。

84ページの上のところでございますけれども、理事会が、適切に権限を行使する、やるべきことをやっていなかった場合については、経理的基礎がないと判断することがあり得るということを明記しております。84ページの情報管理の適正性におきましては、法人の責務についても、改めて記載しているところがございます。

87ページ、技術的能力のところでございます。規程の整備について、時々、公益法人側から、一律に規程ばかりつくられるといった指摘を受けます。事業を行うに当たってのルール、経理を行うルールなど。一方で、監督官庁からは、それくらいのルールをつくっておくのは当然ですよという話があります。そのときの考え方を、ある程度、明らかにしておいたほうがいいのではないかとということで、書いてみました。ここにありますけれども、根幹となる業務に関する明確なルール、規程の存在は、理事会のガバナンスを確保して適正な法人運営を実現する第一歩であると考えられる、その一方で、重要性の乏しい業務、個別の統制、具体的には、小さな法人で理事会が個別の判断に関与するような場合についてまで一律にルールをつくれと指導するのはおかしいのではないのかといったことを書いた上で、事業内容、規模、法人の実情に応じて、規程を整備することは重要であるということを記載しております。

88ページ、特別の利益でございますけれども、この辺りは、若干記載ぶりを整理したもので、中身の大きな変更はございません。

90ページも、同じです。

91ページ、92ページ、理事・監事と特別な利害関係にあるものの割合でございます。

赤字で様式を追加しておりまして、様式の30ページをご覧になっていただければと思います。資料4です。理事と監事が婚姻関係にあるといったことについて、それぞれの戸籍を出してもらえばいいということもあるのですけれども、申請段階においては、そこまですることはなく、法人さんに確認してもらって、もし問題があった場合については事後的に監督をするという形にしております。これまでもこのような形のチェックをしていたのですけれども、過度に法人さんに負担をかけることなく基準適合性をチェックする、一つの工夫かと思っております。ちなみに、今回の改正においては、新たにできました第10号のほかに、外部理事の適合性についても、同じように、法人さんに確認してもらって確認書を提出してもらおうという形で、基準適合性を少なくとも申請時にはチェックするという形にしております。

95ページ、会計監査人の設置に関するものがございます。公益認定を申請する法人にお

けるものでありまして、基準額を超える場合には、認定時に会計監査人が置かれていることが必要だということを明らかにしてございます。

役員報酬等に関しまして、特には変わっていないのですが、96ページ、別のところにあった公表のところを持ってきているわけですが、中身の話としては、行政庁として公表しますけれども、それ以外にも、法人さんとしてもホームページで公表することが望ましいということを書いております。

97ページ等々は、これまでの記載を若干簡素化したところで、内容には変更はございません。

101ページは、外部理事の関係でございます。毎年、外部理事が適用除外となる基準は、収益、費用・損失が3000万を超えるということなのですが、突発的事情で超えてしまう場合がありますので、そういった場合に、あまり過酷なことはやりませんよ、監督に当たっては実情を確認し、実情を踏まえて監督することを、ガイドライン上、明らかにしてございます。

102ページが、申請に当たっての資料でございます。先ほど申し上げたような形で、確認書を提出してもらって確認することとしてございます。

103ページは、社員の資格の得喪等に係る記載を追記したということでございます。こういった書類を見て確認するかということをお知らせしております。

公益目的事業財産等々につきましては、第5章に移した関係で、第3章からは外しております。

欠格事由、107ページ、108ページでございます。107ページは、欠格事由の趣旨を明らかにしたところで、大きな話はございません。現行の取扱いを明らかにしております。

中身の話としては、109ページでございます。特に欠格事由につきまして、理事等の脱税等々の話が明らかになった場合には、公益認定を取り消さなければならないことになっている、ただ、自動的に取消しという話ではありませんので、法人さんは、状況を適切に把握して、分かった場合については速やかに措置を講じる義務があるのですよということを書いてございます。

第1分冊については、以上のおりでございます。

第2分冊に入ります。

公益認定、第4章は、各種の申請について、明らかにしてございます。

115ページが、公益認定の申請に関するものであります。基本的には、現行の取扱いを書いております。これに関連しましては、赤が多くなっておりますけれども、細かい書類を条文の根拠と併せて整理したということをごさいますして、内容的に大きなものが特にあるわけではございません。

今回、資料3としてお示ししておりますけれども、現行制度から様式等は変わっておりますが、内容的には簡素化することが多くなっていると理解しております。1ページ目をご覧くださいとさせていただきますと、公益認定申請時の書類を明らかにしております。現状は、

申請書という表紙があって、別紙1、別紙2、別紙3という形になっているのですが、法律上、申請書記載事項と添付書類としてつけなければいけないものがごっちゃになっていて、少し整理しました。そのほか、内容的には、財務規律の見直しに伴う簡素化等があるところがございます。これも、細部が重要になってまいりますので、できる限り分かりやすく説明していこうと考えております。

117ページ以降、公益認定に係る手続が書いてありますけれども、現行の手続を明文化したもので、中身のあるものではございません。

118ページが、変更の認定でございます。これまでの経緯につきましては、趣旨を明確化したというところで、特に大きな話はございません。

中身がありますものは、121ページでございます。変更認定申請の考え方でございまして、変更認定申請をするときの基準といたしましては、認定法の第5条と第6条がそのまま準用されておりますので、法律上はゼロから審査して認定基準に適合するか否かを判断するという立てつけなのですが、真っさらから審査するとなると、時間もかかってしまう。特にこれが問題となってくるのは、行政庁が関わってくる場合でございます。都道府県から国に来る場合、国から都道府県に行く場合に、ゼロから審査をしがちなのですが、既に一旦は認められている以上、変更があったもの以外については、取りあえずは認定基準を満たしているものとして取り扱ってはどうかということを書いております。それが、中ほどでございます。変更認定において申請のあった変更内容についてのみ行い、それ以外の基準については適合しているとして取り扱うことを原則とすると。この場合において、審査の過程で、時々、若干疑問に思うことも出てくるのですけれども、監督上、それは措置として切り離して考えると。ただ、そうはいつでもということがその下の部分でございます。勧告処分等について具体的な検討がなされている場合については、そこがクリアにならないと公益性に適合していると判断できない場合もあるかと思っております。そういった場合については、変更認定申請についての判断を留保することがあり得ますよということを明記しているものが、121ページでございます。

122ページは、手続でございますので、中身の話ではございません。

変更届出につきましても、同じでございます。基本的には、分かりやすさの観点から幾つか修正をしているものでございまして、内容的には大きく変わるものではございません。

第5、第6、合併に関しましても、読みやすさという観点から若干変えておりますけれども、大きく変わるものではございません。いずれにしろ、合併につきましては、行政庁、法人さん、いずれも手続が難しく複雑で分かりにくいねという話がございますので、こういった合併に関しては、出来上がるのは、今年度中は難しいかな、来年度にかかるかなとは思っておりますが、より分かりやすいマニュアルをつくっていきたいと考えております。

第7の解散の届出についても、特に新しいことはございません。

第8の認定取消しの申請については、今回、新しくしております。認定取消しの申請と

いう手続が特にあるわけではないのですけれども、法律上は、取消しの申請があった場合は、公益認定を取り消さなければならないという規定があるわけがございます。そういった場合においても、公益目的取得財産残額の処理等々については適正に行われる必要がありますので、その際の手続を明らかにしているということでございます。それに加えて、第8、2つ目の丸、文字がたくさんあるところの2段落目でございますけれども、公益認定取消しの申請について、中身、理由を問うことは基本的にはないのですけれども。現に監督処分が進行中であって監督処分を逃れるために申請するような場合については、それを留保することがあり得ますよということを確認してございます。

第9、前回、頭出しをしましたけれども、現在、ガイドラインに関連して、実務上、定款の取扱いについて、留意事項を示しております。これをガイドラインの中に取り込むということで、たくさんの赤字がございます。もちろん旧制度から移行するときには定款の内容についても適法であることを審査するという仕組みがあったのでございますが、現状では、定款の適法性自体を審査する認定基準になっておりません。ただ、定款が違法な場合については欠格事由となっていることもありまして、こちらに改めて記載しております。実務を見てみますと、本来でありましたら、公証人がしっかりチェックしていて、法律違反の定款などはないはずなのですけれども、たまに一般法人法の趣旨を没却するような違法な定款もあるようですので、そこはしっかりと見ていく必要があるのではないかとということで、130ページから140ページまで、残しているものでございます。

第5章は、公益法人が遵守すべき規律でございます。この辺りは、基本的には、前回からは変わっておりません。

180ページは、公益認定申請時の確認について、記載を追記したところがございます。180ページ以降は、前回から、章を付しただけで、内容は変わっておりません。

1点だけですが、192ページを開けていただきたいと思います。時価評価のところでございます。今回も赤字を付すことができていないのですけれども、前回、有価証券の評価方法、出資の関係で、松元先生から、御意見をいただきました。前回の資料におきましては、市場価格がない株式等については時価評価をしないと書いていたわけでございますけれども、書き方としては、このような形にして、「修正簿価純資産法による実質価額での評価や、それも困難な事情がある場合には、取得価額又は帳簿価額とする」と、現実問題として上場されていない株式の評価は難しい面もあるわけですが、できる限り適正な価格を、選ぶといいますか、探った上で、どうしても仕方がない場合に限って、取得価額または帳簿価額とすることを明らかにさせていただいております。赤字がなくて、申し訳ございませんでした。

196ページ以降が、財産目録等の備置き・閲覧の関係でございます。この辺りは、まず、制度の趣旨を明確化したのが196ページでございます。重要なものは、一番下の丸でございますけれども、法人から提出を受けた行政庁において公表される、括弧内ですが、行政庁においては、公表の際に個人情報の有無を確認してその秘匿等を行うことをしないことを

明らかにしております。法人が個人情報を記載する場合には、本人の了解など、適切な取扱いに留意することが必要であるということを明記してございます。

197ページ、一番下の丸でございます。申請書におきまして、規程・要綱等により定められている場合については、規程・要綱等をホームページで公表することを推奨しているところでございます。ホームページに公表しないような場合については、事業計画書に添付する形にしております。

198ページから199ページにかけては、事業内容等、まさに申請書記載事項を公表する趣旨を明らかにしております。

199ページ以降、作成書類についての総論を（2）に書いております。その他、根拠条文等は、適宜、追加しております。この辺りも、実務を明確にしているものでございまして、新しい話は特にはございません。

204ページは、関連当事者との取引の内容についても開示するということが、規則にございます。最終報告を踏まえまして、こういったことについても透明性を確保するというところでございます。この具体的な内容につきましては、令和6年会計基準においてかなり詳細に議論されております。ただ、その会計基準の検討における議論を踏まえまして、エッセンスをこちらに記載して、関連当事者との取引を開示することの重要性・必要性等について明らかにするものでございます。

205ページでございますけれども、海外への送金、マネロン対策等々でございます。これも、令和4年の6月に内閣府が公表した資料に書いてある内容をこちらにも入れ込むことで、何をすればいいのかを明らかにしているものでございます。

こちらについては、資料4の42ページ、海外への送金に関する事項で、記載内容は非常に簡潔でございます。海外送金の事実があるかどうか、リスク軽減対策があるかどうかとしてございます。どういう対策を取る必要があるかということについては、ここに書いてあるように、それほど難しいことをやれと言っていないと考えております。

209ページ、210ページ、⑥は、公益認定を受けた直後に提出する資料につきまして明らかにするものでございます。

中身の話としては、210ページの財産目録でございます。公益認定を受けた日の前日の財産目録を提出することになっているのですけれども、決算手続を得なければ財産目録を作れないということで、遅滞なく提出するということについて、大目に見ていきましょうということをここに書いているものでございます。

211ページ、行政庁への提出等でございます。ここも現行の取扱いを明らかにするものでございます。

214ページ、行政庁による公表でございますけれども、これまでもる述べましたとおり、提出されたものについては、そのまま公表する形になっております。もう1つ、ここでコメントをしておく必要があるものは、毎年、年度末、決算時に提出される資料のほかに、変更認定あるいは変更届出の際に提出された書類についても、財産目録等に該当するもの

については、公表対象となりますよということを、明らかにしているということでございます。この辺りは内部のオペレーションもいろいろと考えなければいけないところもあるかと思っておりますが、制度につきまして、改めてここに記載を置いておるものでございます。

215ページにあります。一番上の丸は、先ほど申し上げたことと同じで、2つ目の丸でございますけれども、今申し上げたような公表は、来年の4月以降に提出された書類に関わるもので、それまでに提出されたものは、従来どおり、閲覧・謄写等の対応をすることを明らかにしてございます。これも法律で決まっていることではあります。分かりやすさの観点から、明記しております。

非常に簡単ではございますが、細かい話が多くなってございます。

以上でございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

120ページ強の部分の御説明でございましたけれども、ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見等を伺っていきたくと思います。参与の皆様、何かございますでしょうか。

板垣参与、お願いいたします。

○板垣参与 板垣です。よろしく申し上げます。

129ページ、第8、認定取り消しの申請というところ。公益法人の認定法第29条には公益認定の取消しという規定があるのですけれども、私も「申請」という言葉を聞いて不思議な感覚があったのですが、「申請」とは、行政手続法の第2条第3号ですと、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の事項に対して何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものということなので、多分、当該法人にとっては認定を取り消されることが自己に有利なことであると、この立法者は解釈したのだと思うのです。話を元に戻しますけれども、第29条第1項を見ると、公益認定を必ず行政庁は取り消さなければいけないということで、普通、取り消すことができるとなっていることが多いのですが、それは第29条第2項で、第2項は裁量があるのですが、第1項は裁量がなくて必ず取り消さなければならないということで、大体、欠格事由とかもあるのですけれども、命令違反とかもあるのですけれども、その中に公益法人から公益認定の取消しの申請があったときということ。ただ、これだけを見ると、不利益処分のような形で公益認定を取り消すという法律上の立てつけにはなっていますけれども、実際は、その公益法人が「もうやめます」と、言ってみれば、公益認定を返上するというのが、多分、一番実態としては近いのではないかとということで、ただ、若干特殊な立てつけになっているということに鑑みて、今回の129ページ、第8のような規定を置いたという理解でよろしいでしょうか。

もう1つは、私も、個人的な経験で、確かに、公益法人となって認定はもらっているものの、監督で、毎回、収支報告などを提出する、事業計画を提出するといったことが大変

なので、公益法人をやめたいと真剣に検討している法人もあります。データがあればいいのですけれども、例年、大体どのぐらい公益認定の取消しの申請があるものなのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

データですか。

○板垣参与 あればで構いません。

○湯浅座長 直近で自分が見たものと、法人の継続に支障が出ているので、収益事業を拡大して法人の存続を求めたい、その中で、50%維持が厳しいので、公益法人から一般法人に移りたいという申請はありました。これは表向きの理由かもしれませんが、具体的なデータがあれば、教えていただけますでしょうか。

○大野次長 データは確認中でございますけれども、先ほど、第29条第1項第4号、特殊な事例だからということで、おっしゃるとおり、申請という手続が法律に明記されているわけではないのですけれども、非常に大事な手続です。普通に公益認定返上という場合は特段問題とならないのですけれども、監督処分が継続中のときに出てくる場合があり、かなり微妙なラインもありますので、こういうことについて、改めて記載させていただいたところがございます。

○板垣参与 ありがとうございます。

○高角局長 認定取消しの件数が、近年ですと、都道府県と内閣府を合わせて、令和3年度が17件、令和2年度は15件、令和元年度が12件ということで、年間10件強の認定取消しがございます。近年、行政庁側から、取消し申請以外の処分として認定取消しをした事例はございませんので、基本的にはこのぐらいの数の認定取消し申請が出てきていることになります。

○板垣参与 ありがとうございます。

ここに書いてある認定取消し申請を受けて取り消したものが、令和3年度の17、令和2年度の15、令和元年度の12と理解してよろしいですね。

○大野次長 さようでございます。

○板垣参与 貴重なデータをどうもありがとうございました。

○湯浅座長 続きまして、実吉参与、お願いできますでしょうか。

○実吉参与 少し違う話題になりますが、まず、第5章のタイトルが「公益法人が遵守すべき規律」で、142ページから70ページ以上のほとんどは財務規律なのかなと思うのです。遵守すべき規律は、第3章、認定基準、認定される基準は、公益法人になった後も守らなければならないものがたくさんございますので、この第5章だけのタイトルとして遵守すべき基準は大き過ぎる気がします。例えば、「遵守すべき財務規律等」などではどうかなと。「等」は、節がなく、第1からずっとあり、後半、最後のほうが情報開示の話ですよ。第4までが財務規律の中身そのもの、196ページ、第5が情報開示の話、最後に、第

6、第7、第8と、幾つか、215ページから並んでいましたので、「財務規律等」としてはどうかということが提案です。

142ページの第5章のタイトルのすぐ下に、要するに、誤解のないように、守るべき規律はこの章だけではないですよと、財務規律等以外に公益法人として守るべき規律や基準は第3章にも書かれていますので、それを忘れないでというか、御参照くださいと、一文、説明書きがあったほうがいいかなと思いました。

今の第5章が非常に長くて、かつ、前半のかなりの部分が、財務規律、もともとの財務3基準を中心とするものですので、この第5章にも節を入れて、第1から第4までは財務規律みたいなタイトルにして、第5だけで第2節、情報開示、節が変わると、その中で第1になるのですかね。最後の第6、第7、第8は、その他の規律のように、中項目を入れると分かりやすいかなと思いました。

章立て、構成面ですが、以上です。

○湯浅座長 ありがとうございます。

事務局から、コメントをお願いいたします。

○坂井企画官代理 御指摘をいただきありがとうございます。

御指摘の方向で、もう少し見直してみたいと思います。

○湯浅座長 そのほかの参与の方、御意見等々、ございますでしょうか。

ないようでございますので、次の固まりに入っていきたいと思います。第6章ですかね。

それでは、事務局、御説明をお願いいたします。

○大野次長 監督でございます。

219ページをご覧くださいと、これまでの監督の基本的考え方、立入検査の考え方は、更新されて、なくなりますよということを明らかにしております。

221ページの中ほどでございますけれども、法人が不祥事を起こしても、自主的に取り組んでいるというときに、あえて報告徴収・立入検査をしないこともありますよということを書いてございます。

222ページは、移行法人とは移行認可を受けて一般法人になった法人でございますが、それとは違いますよということを、念のため、書かせていただいております。

224ページ、基本的には表現の適正化でございますして、特段大きな違いはないと思っております。

225ページは、報告徴収の期限を大体1か月程度と設定しております。

228ページ、これまで、一部、点検調査は、10年に1回、固定的なサイクルでやるかのよう読めるものだったのですけれども、もちろん問題のない法人は10年で1回ということもありつつ、もう少し気になる点があるような法人、情報開示が適切でない法人など、重点調査を行うまでではないけれども、ある程度、見ておきたいような法人については、それより短いサイクルで点検調査を行うこともありますよということを明らかにしたものでございます。

233ページ、234ページ等々については、板垣先生の御意見等々を踏まえて、適宜、修正を加えております。

第8章、移行法人に関しましては、会計基準の適用に関する記載を追加して、公益目的支出計画の完了確認請求という手続もありますので、現状の運用につきまして、記載を置かせていただいたところでございます。特に大きな話はないと考えております。

非常に短いですが、以上のとおりでございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

それでは、今事務局から御説明のありました部分につきまして、参与の皆様、御意見等々、ございますでしょうか。

吉井参与、よろしくお願ひいたします。

○吉井参与 よろしくお願ひします。

東京都の審議会に委員として参加させていただいておりますので、その立場で、少しだけ確認したいことがあります。219ページ、監督について、監督の基本的考え方や立入検査の考え方が、新ガイドラインに統合され、更新されたということなのですが、各都道府県において策定している監督や立入検査の考え方の取扱いについて、今後、内閣府から何か具体的なアナウンスがあるのかということをお聞きしたいな、確認したいなと思って、質問させていただきました。平成20年と平成21年に、各都道府県に対して、各都道府県の方針を策定する場合は国とできる限り同内容のものとするという通知があったかと思うのですが、222ページ、下のほうを見ますと、赤字になっている箇所なのですが、都道府県においては参考にしてと、「都道府県においては、」という言葉が追記されているのです。これをどう考えるのか。都道府県は、新ガイドラインも参考にしながら、監督の方針についてはそれぞれで対応するということなのではないでしょうか。その点を確認させていただければと思ひました。

以上です。

○湯浅座長 吉井参与、ありがとうございます。

私はそのように理解したのですが、事務局、コメントをお願いいたします。

○大野次長 ガイドラインの趣旨・目的のところでも最初に述べさせていただきましたが、4ページ、ガイドラインは技術的助言として都道府県知事に通知することを想定しているということでもあります。これに沿った考え方でやっていただくことを期待すると、一般論をここに書いてございます。監督につきましても同じような考え方の下で願ひするということになっておりまして、より詳細な願ひのやり方等々につきましては、まず、ガイドラインが固まってから改めてという形になろうかと考えております。

○吉井参与 分かりました。少し気の早い話だったかもしれません。すみません。

ありがとうございます。

○湯浅座長 ありがとうございます。

ほかに、参与の方、何かございますでしょうか。

この固まりは、御意見等々もないようです。

まだお時間もありますので、これまでの研究会で議論し切れなかった論点等々がございましたら、改めてでも結構ですので、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。つくるのに相当精いっぱい、うまいことレファレンスが取れていない、用語がきちんとできていない、つながりがうまく取れていない、多分にあるかと思えます。そういうことでも結構でございますので、お気づきの点がございましたら、コメントをいただければと存じますが、何かございますでしょうか。

黒田参与、お願いします。

○黒田参与 ありがとうございます。

今のレファレンスや用語の統一についてはこれからの作業になろうかと思いますが、全て終わってからの作業でよろしいかと思うのですけれども、250ページ近い大作になっておりますので、冒頭に、例えば、本ガイドラインの読み方・使い方といった「案内」というか、「ガイド」を載せておくと、読み手に分かりやすいのではないかと思います。各章の簡単な説明がそこに書いてあれば、異なる立場の読者が、自分はずどこから読んだらいいのか、取り急ぎどこを読んだらいいのかなど、判断する手助けなるのではないかと考えております。既に検討されているかとは思いますが、よろしくお願ひいたします。

○湯浅座長 ありがとうございます。

自分が申し上げるのもなんですけれども、ある程度、薄い、簡単な、手引みたいなものをおつくりになる予定はあるのでしょうか。

○大野次長 事務局でございますので、委員の先生方から御指示があれば、つくることになろうかと思いますが、私としては、まずはこれまでの運用を含めました公益認定法の運用につきまして一つの冊子にまとめることが大きな目標かと思っております、それに向けて取り組んでまいります。

○湯浅座長 申し訳ございません。

○大野次長 さらに分かりやすいものを作った方が良いということは、いろいろなところで言われておりますので、できる限りのことは取り組んでいきたいと思っております。私どもとしても、簡略化することによってまた独り歩きの問題は出てきますし、そういったデメリットを想定しつつ、こういった公益法人の運用の在り方につきましては、行政が全てを出すということ以外にも、いろいろな中間支援団体の取組もあり得るのではないのかなということを考えつつ、できることに取り組んでいきたいと思っております。

○湯浅座長 ありがとうございます。

○坂井企画官代理 若干、補足させていただきます。

御指摘のとおり、ガイドライン案は大部で、テキストとして読むのか、辞書的な読み方をするのか、どちらが適当かという御質問もいただいているところでございます。そういう意味で、湯浅座長の御指摘の点はまさに考慮すべき点だと思っておりますが、一方で、現場の

担当者のお話を聞くと、事務的には、むしろガイドラインをブレイクダウンした申請の手引や記入の手引の方を早急に作成してほしいという声もございまして、時間的な問題等もあるためそちらの方を優先させていただいて、座長御指摘の件についてはその後で対応させていただきたいと思います。ご要請に直ちに対応できずに申し訳ありませんが、そういうことで御了解いただきますようよろしくお願い致します。

○高角局長 今御説明したとおりなのですけれども、私も各地の説明会やブロック会議を回っておりまして、よく言われることは、当面、どうなっていくのかということですね。役員の外部理事の選任や定期提出書類がどうなっていくのか、そのこの整理が、このガイドラインの今公開されているものを見てもよく分からないという指摘もございます。特に定期提出書類などは、経過措置の関係で、制度の施行時期がその中身によってずれているということがありまして、定期提出書類も段階的に変わってくる面がありますので、その辺りはなるべく紛れのないように示していくということを考えていきたいと思っています。

○湯浅座長 局長、ありがとうございます。

ジャストインフォメーションですけれども、先週、局長と一緒に、地方に行ってまいりまして、そのときに、地方の公益法人様は、外部理事の件、外部監事の件に非常に御興味を持って、御質問なされておりました。一応、情報提供でございます。

参与の方、何かございますでしょうか。

溜箭参与、お願いします。

○溜箭参与 この資料4に書式が書いてあるのですが、これはオンライン化みたいな話につながっていくものなのかどうか、お伺いさせていただきます。

○大野次長 つなげなければならないと思っています。すぐにはできないことではありますが、オンライン化という観点からいうと、もっと取る情報を減らしてもいいのではないのか、情報連携をすれば減らせる情報があるのではないのかということを自覚しつつも、制度を急に変える、システムを急に変えるわけにはいかない、予算要求はしているのですけれども、一步一步進めなければいけないというところで、やっております。いろいろな方々の意見を聞きながら取り組んでまいりたいと思っております、最終形は令和11年を目指すということですが、それまでも、できるところからやっていきたいと思っております。

○溜箭参与 ありがとうございます。

○湯浅座長 いかがでしょうか。

実吉参与、誤字とか、分かりづらいところとか、何かお気づきの点はございますでしょうか。

○実吉参与 特にございませぬ。気づいたら、メールをいたします。

○湯浅座長 ぜひお願いいたします。たくさんあると思いますので、よろしくお願いいたします。

次長、お願いします。

○大野次長 後からまた説明いたしますけれども、この後、パブコメにかけることを予定しているものではありません。御案内のとおり、まだ煮詰まっていないといえますか、不十分なところもあるかと考えております。内閣府令や政令でありますとパブコメにかけたら基本的に変えないということも多いのですけれども、本件については、今回も多くの方が関わっておりますが、いろいろな方々の意見を聞きながら変更しております。今回が終わったからもう意見は言えないということではありませんので、お気づきの点がありましたら、随時、御意見をいただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○湯浅座長 参与の皆様、言い忘れた点等々はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

若干早いようでございますけれども、意見も出尽くしたところでございますので、本日の研究会はこれで終了とさせていただきます。

もしお気づきの点等々がございましたら、事務局宛てにメール等で御提出いただければ、確認いたします。お願いいたします。

本日いただきました御意見等を事務局もしくは私どもで整理いたしますので、こちらで検討させていただきたいと存じます。

議事は以上となりますけれども、事務局から、事務連絡等、お願いいたします。

○魚井総務課長 3点、事務連絡を申し上げます。

1点目でございますけれども、本日配付した資料につきましては、公益認定等ガイドライン研究会の議事概要とともに、公表させていただきたいと存じます。また、議事録につきましては、速記が整い次第、参与の皆様にご覧いただく内容の御了解をいただきまして、公表させていただきます。

2点目でございますけれども、先ほど話がございましたとおり、11月1日の金曜日より、パブリックコメントの実施を予定してございます。また、並行して都道府県からも御意見等をお伺いしてまいります。なお、パブリックコメントの実施に当たっては、可能な限り、本日いただいた御意見や誤字・誤植等の修正を反映の上、掲載いたしますので、御承知おきいただければと存じます。

3点目でございます。次回の案内でございます。次回の第7回公益認定等ガイドライン研究会の開催につきましては、令和6年11月20日、水曜日、10時からの開催とさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○湯浅座長 それでは、これで第6回「公益認定等ガイドライン研究会」を終了とさせていただきます。

皆様方には積極的な御議論をいただき、ありがとうございました。